



9.

情報セキュリティと知的所有権 (1)

情報セキュリティ

全ての会社には、もしも外部に漏れたり利用されたりすれば、営業上または法律上の地位が脅かされる機密情報というものがああります。従い、多くの国では、こうした機密情報を保護する様々な法律が準備されており、当社も機密情報保護に向け積極的に取り組みます。

社員は、以下を遵守します。

- 当社の方針に従い、すべての営業情報および技術情報を守秘するために、重要性に応じた十分な安全対策を実施する
- 機密情報への不正アクセス、情報の紛失・破壊および漏洩等に対する予防措置を講じ、事業継続（可能な限り、情報の回復を含む）のために適切な管理措置を講じる
- 他社の知的所有権や秘密情報を尊重する



機密情報を第三者と共有する業務上の必要性がある場合でも、社員は、上司、法務部門または人事部門の事前承認無しでは、決して開示してはいけません。

他者に帰属する秘密情報は、それが適正に得られたのでない限り使用してはいけません。端的には、所有者からの使用許可が必要ですし、許可に付帯条件がある場合には、それを遵守しなければなりません。第三者の機密情報が、正式に承認されていないやり方で提供されようとした場合には、社員はそれを拒否しなければなりません。

新しく雇用された社員が、前雇用者の機密情報を持っている場合があります。当社はそのような情報を入手することは望んでいません。全社員は、そうした情報の秘密性を尊重し、当社における活動に関連して、同僚に対してその情報を明かすように要請してはいけません。



9.

情報セキュリティと知的所有権 (2)

知的所有権

知的所有権は、当社の最大の財産の一つであり、知的所有権の保護は非常に重要です。同時に、当社は第三者の知的所有権もまた尊重し、第三者の知的所有権を許可なく当社製品に使用することを避けなければなりません。第三者の知的所有権を許可無く使用してしまった場合には、事業の実施が困難になったり、会社および社員への罰金や刑事訴追に至ったりすることがあります。第三者の知的所有権の使用に関して、はっきりしない点がある場合、必ず、法務部門に相談するようにして下さい。

インターネット等の外部から得た情報については、特に注意が必要です。インターネットで見つけた、というだけでは、当社製品に自由に使える、ということにはなりません。外部から得た情報を当社製品に使用する場合には、法務部門に相談してからにして下さい。

具体的には、社員は、以下のことを行ってはなりません。

- 無認可のソフトウェアを会社のコンピュータ上にダウンロードしたり、会社用のソフトウェアを個人的に利用する目的でコピーしたりすること
- 当社の製品、技術、工法等に関する情報を、事前の承認なく配布したり公開したりすること
- 各種の情報保護法で保護された情報を、事前の承認なく配布したり公開したりすること

社員は、自身の雇用契約の終了後においても、当社の製品、技術、工法等に関する情報を配布、使用、公開しない義務を遵守しなければなりません。

10.

プライバシー

個人情報の保護

三菱重工グループは、全ての個人のプライバシーを尊重し、個人情報保護に対する会社の責任を重く受けとめています。あらゆる個人情報は、各地で適用される各種の情報保護法ならびに関連する契約上の義務に準拠する形で、全て適切に取り扱い保管されます。

会社が保有する個人情報が、個人的な目的で使用されたり公表されたりすることはあってはなりませんし、不適切に販売、貸与、公表されることも一切あってはなりません。例外は、各個人から事前の了解を得ている場合や、政府・規制当局による規則・法令に準拠する上で情報開示が必要と信じるに足る理由がある場合です。

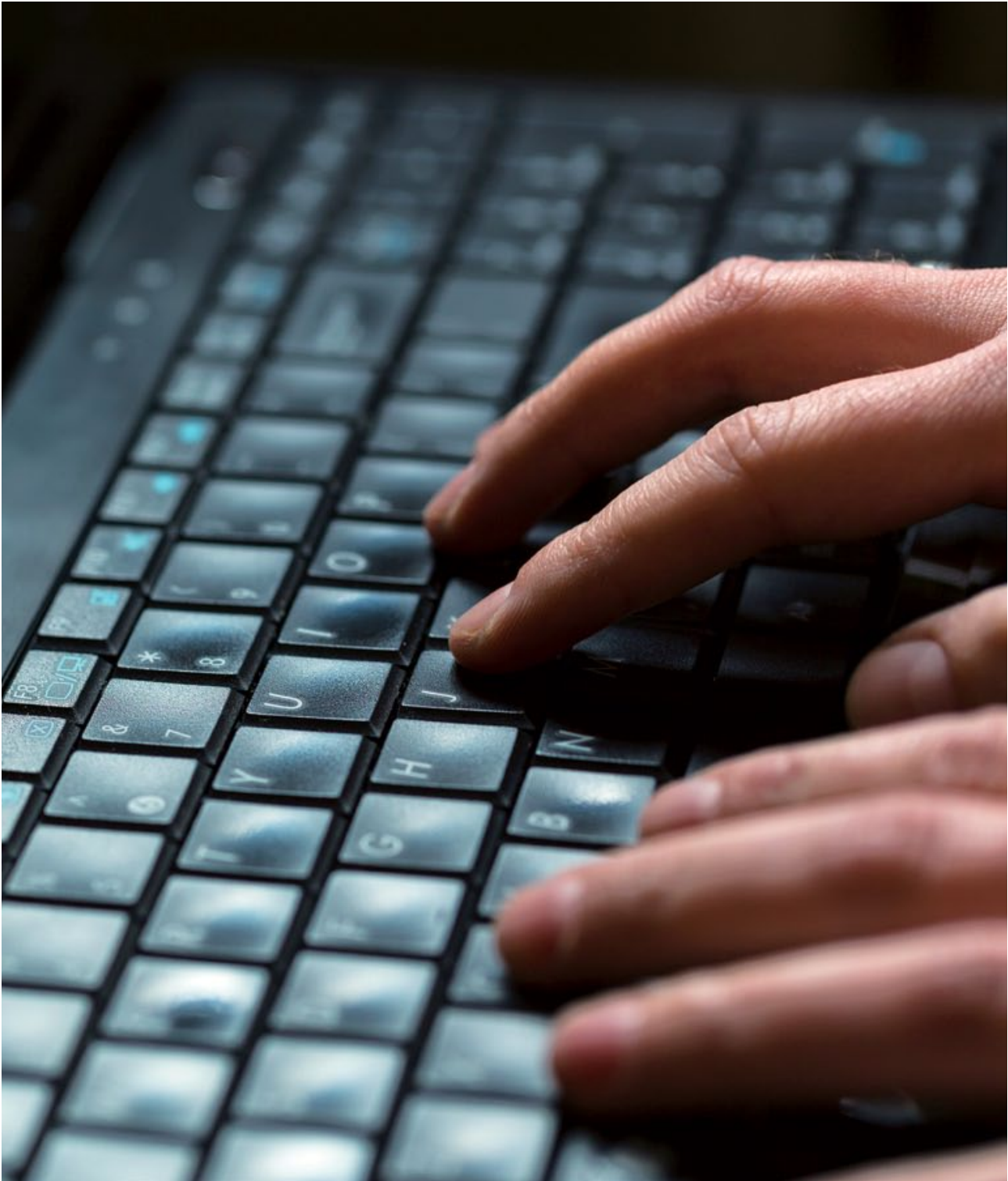
当社は、以下のことを徹底します。

- 事業活動を行う国における、情報保護に関する法律を尊重すること
- 社員の仕事に真に必要な範囲でのみ、あるいは、特定の国においては法の要求する場合にのみ、個人情報を収集・保持すること
- 適正な権限と明確な事業上の必要性がある場合にのみ、そうした個人情報にアクセスすること

会社が所掌するコンピュータと電子メールの利用

会社は、会社のコンピュータに保管された電子メールを含む全てのデータに対して所有権を有していることを、社員は認識しておきましょう。特定の要件下で、関連法令規制に従い、以下の目的の為に会社はコンピュータや社員のメールの使用状況を確認することがあります。

- 適切にシステムが運用されていることを確認する
- 社員が会社の情報セキュリティ方針および他の内部方針に従っていることを点検する
- 犯罪の予防および検出



11.

職場環境と人権



安全な職場環境

会社はその目的を果たすにあたってもっとも重要な財産は社員です。全ての社員は、安全で安心な職場環境（建設サイトを含む）の中にいる権利があり、誰ひとりとして無用のリスクに晒されるべきではありません。

三菱重工グループは、以下のことを推進します。

- 職場の安全衛生にかかわる手順書やガイドラインの継続的な改善
- それぞれの職場環境におけるリスク管理に必要なトレーニングや情報を適切に提供すること

会社の支援の下、各社員は以下の義務を有します。

- 必修トレーニングへの参加
- トレーニングを受け、相応の能力があり、適性のある業務のみを行うこと
- 各種の関連する標準・指示書を含む、職場における会社の安全ルールや手順書に従うこと
- 安全な業務慣行に従い、危険な作業は避けること
- 社員、取引先を問わず、まわりの人びとが、当社の安全ルールや手順書に従うことを助けること
- 病気、アルコールやその他の薬物等により、仕事の能力が落ちている場合には、作業を行わないこと



人権の尊重と平等

国際条約等の中で表明されている人権および労働者の権利を我々は強く尊重します。

この行動基準を通じて、当社は1つの共通の企業文化を醸成していきたいと思っています。その企業文化とは、お互いの信頼であり、三菱重工グループで働く人びとは、人種、肌の色、宗教、政治的信条、性別、年齢、国籍、性的性向、結婚歴、障害、に一切関わりなく、等しく尊厳と敬意を以って扱われます。三菱重工グループは、差別的取り扱いを一切許容しません。

当社は以下のことを徹底します。

- 全ての事業活動において、強制労働を許さないこと
- 全ての事業活動において、児童労働を許さないこと
- 公正な報酬、諸手当、公正な労働時間の枠組みを維持すること
- 事業活動を行う国・地域における法令および慣行に従い、労働者と開かれたコミュニケーションを維持すること

職場環境とハラスメント

当社の事業活動は、お互いの信頼と個人の尊重を旨とし、以下のことを断じて許しません。

- セクシャル・ハラスメント
- あらゆる種類のハラスメント（直接的か間接的か、物理的か心理的か、口頭か否かを問わず）